



注意

- 1 ①の欄について
- (1) 手当が一部支給停止となっている方が全部支給停止となる場合にも、この欄に記入してください。この場合には、「（変更）」を○で囲んでください。

(2) イの「扶養義務者に扶養されるようになった」とは、受給者が父または母の場合には、父または母と民法第877条第1項に定める扶養義務者（以下単に「扶養義務者」といいます。）とが生計を同じくするようになった場合を指し、受給者が養育者の場合には、養育者が扶養義務者に生計維持されるようになった場合を指します。

(3) ハからヘまでの「法第9条の児童」とは、父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。

(4) ヘの「該当しなくなった」とは

1) 児童があなた以外の人の養子となった。

2) 生死不明の父または母が生存していることがわかった。

3) 父または母の拘禁が終了した。

4) 児童の父または母が明らかになった。

などの場合をいいます。

(5) 監護している児童、監護し、かつ、生計を同じくしている児童または養育している児童の数が減った場合（いなくなった場合を除きます。）には併せて児童扶養手当額改定届を出してください。

(6) 監護している児童、監護し、かつ、生計を同じくしている児童又は養育している児童がいなくなるなど資格がなくなる場合には、児童扶養手当資格喪失届を出してください。
- 2 ②の欄について
- (1) 手当が全部支給停止となっている方が一部支給停止となる場合にも、この欄に記入してください。この場合には「（変更）」を○で囲んでください。

(2) 監護している児童、監護し、かつ、生計を同じくしている児童又は養育している児童の数が増えた場合には、併せて児童扶養手当額改定請求書を出してください。
- 3 この届に添えなければならない書類は、次のとおりです。
- (1) ①の欄のイまたは②の欄のイもしくはロに該当する方は、あなたと扶養義務者の続柄が明らかになる書類、扶養義務者の前年または前々年の所得が明らかになる書類および扶養されるようになった（又は扶養されなくなったか扶養義務者が死亡した）ことが明らかになる書類

(2) ①の欄のロまたは②の欄のハもしくはニに該当する方は、配偶者と婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。以下同じです。）した（又は婚姻を解消したか死亡した）ことが明らかになる戸籍の謄本又は抄本などの書類、配偶者の前年または前々年の所得が明らかになる書類および世帯全員の住民票の写し

(3) ①の欄のハに該当する方は、養子縁組をしたことが明らかになる戸籍の謄本または抄本

(4) ①の欄のニまたは②の欄のホに該当する方は、養育しなくなった（又は養育するようになった）ことが明らかになる書類と世帯全員の住民票の写し

(5) ①の欄のホに該当する方は、死亡を証する書類

(6) ①の欄のヘもしくはトまたは②の欄のヘもしくはトに該当する方は、その事実が明らかになる書類
- 4 この届について分からないことがありましたら、町役場の人によく聞いてください。